

- ☑ 厚生年金基金
- ☑ 確定給付企業年金
- □ 確定拠出年金
- ■適格退職年金
- □ 公的年金
- □ その他

平成23年3月9日 中央三井アセット信託銀行株式会社 年金コンサルティング部

◆旧厚生年金基金基本プラスアルファ部分に係る代替給付の取扱いについて◆

確定給付企業年金(※)における旧厚生年金基金基本プラスアルファ部分(以下、旧基本プラスアルファ部分という。)に係る代替給付設定の取扱いに関する確認事項について、今般厚生労働省から回答がありました。回答の内容を踏まえた現状判明している取扱いについて別紙にまとめましたのでご連絡致します。

(※) 今回の年金情報は厚生年金基金が代行返上して設立(または規約施行)した 確定給付企業年金に関するものです。

## 【ご参考】

今回の回答は、以下の厚生労働省見解を受けて行った確認に対するものです。

- ・受給者や待期者に対する旧基本プラスアルファ部分に係る代替給付の規定については、原則、代行返上時のみに認める取扱いであること。
- ・ただし、やむを得ない事情により代行返上時に旧基本プラスアルファ部分の検 討を行うことができなかった場合には、代行返上の翌日から初回の定例財政再 計算による掛金の適用日までの間に規約変更し規定することも可とすること。
- ・なお、既に代行返上している場合については、経過的に平成24年3月31日 までに規約変更し規定することも差し支えないこと。

以上

## ■ 受給権者の取扱い

代行返上時期	代行返上時における代替給付の設定(注1)	代行返上後における代替給付の設定(注1)		
		代替給付の設定状況	初回定例財政再計算による掛金の適用日または平成24年3 月末(注2)まで	平成24年4月以降
平成23年3月末まで	・設定可・給付減額にも該当しない。	代行返上時に設定	・原則設定不可(代替給付の選択期間を延長することや、 代行返上時に薄皮給付部分のみに代替給付を設定していた 場合に独自給付の代替給付の設定をすることは可。) ・上記括弧内の設定であっても、給付減額判定基準に従っ た上で規約変更をすることが必要。(最低積立基準額の比 較は不要)(注3)	厚生労働省内 で整理中
		代行返上時に未設定	・やむを得ない事情(注4)があった場合は設定可 ・ただし、給付減額判定基準に従った上で規約変更をする ことが必要。(最低積立基準額の比較は不要)	厚生労働省内 で整理中
平成23年4月以降(注5)	・設定可・給付減額にも該当しない。	設定不可		

- (注1) 受給権者については、本人の選択によらず旧基本プラスルファ部分を廃止し、代替給付を設定することは不可。即ち、上表は全て従前給付に受給権者の選択肢として代替給付を設定するもの。
- (注2) 平成24年3月31日までに申請すれば、変更日が平成24年4月1日以降であっても規約変更が認められる。
- (注3)代行返上時に受給権者等が代替給付を選択する期間を限定した規約としていた場合で、選択可能期間において規約変更を行い、その期間を延長することは給付減額には該当しない。(ただし、選択期間が終了している場合の延長は不可。)
- (注4) 「代行返上時に検討を行ったものの、その際は旧基本プラスアルファ部分の年金の変更を行わなかった場合」、「代行返上時に検討を行い、旧基本プラスアルファ部分の年金の変更を行ったものの、その後改めて変更につき検討することとしていた場合」等が含まれる。
- (注5) 平成23年3月末時点で現に検討が進んでいる基金については、平成23年4月以降に代行返上する場合であっても、平成23年3月末時点で代行返上している基金と同様の取扱いとなる。

## ■ 加算非適用者およびDB資格喪失者の取扱い

	代行返上時における代替給付の設定	代行返上後における代替給付の設定
厚生年金基金の加算非適用者(注1)	・設定可(従前給付に選択肢として代替給付を設定する場合は給付減額に該当しない。) ・また、加算非適用者については、本人の選択によらず、代替給付を設定の上旧基本プラスアルファ部分に係る給付を廃止する取扱いも可。(ただし、給付減額判定基準に従った上で、規約変更をすることが必要。) ・なお、代替給付の額をOとすることは認められない。	厚生労働省内で整理中
DB資格喪失者(注2)		厚生労働省内で整理中

- (注1)基金では加入員であったが、代行返上後にDB加入者としなかった者
- (注2) 基金加入員であった者で、代行返上時にDB加入者となり、その後資格喪失した者

## ■ 旧基本プラスアルファ部分に係る給付の全部または一部を廃止しなかった確定給付企業年金(以下、DBという。)加入者の取扱い

	代行返上後における代替給付の設定
初回定例財政再計算による掛金の適用 日または平成24年3月末(注3)まで	・設定可 ・ただし、給付減額判定基準に従った上で規約変更をすることが必要。(最低積立基準額の比較は不要) ・なお、DB加入者については、本人の選択によらず、代替給付を設定の上旧基本プラスアルファ部分に係る給付を 廃止する取扱いも可。
平成24年4月以降	厚生労働省内で整理中

(注3) 平成24年3月31日までに申請すれば、変更日が平成24年4月1日以降であっても規約変更が認められる。